佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月22日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則(平成28年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(人事評価の期間)	(人事評価の期間)
第4条 人事評価の評価期間は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「評価期間」という。)とする。</u>	第4条 人事評価の評価期間は、次の各号に掲げる人事評価の方法 の区分に応じ、当該各号に定める期間(評価期間の初日の翌日以 降に採用された職員にあっては、当該採用された日から評価期間 の終期までの期間)とする。 (1) 能力評価 10月1日から翌年9月30日までの期間 (2) 業績評価 4月1日から9月30日までの期間(以下「前期」 という。)及び10月1日から翌年3月31日までの期間
(人事評価における <u>点数</u> の付与等) 第7条 能力評価に当たっては評価項目の着眼点ごとに、業績評価 に当たっては第3条に規定する目標ごとに、それぞれ評価の結果 に応じた <u>点数</u> を付すものとする。 (業務目標の設定) 第8条 評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と 面談を行い、業績評価における目標設定項目ごとに、具体的目標 と具体的方策を定めることその他の方法により当該被評価者が当 該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。	 (人事評価における <u>評語</u> の付与等)
(自己申告) 第9条 評価者は、 <u>人事評価</u> を行うに際し、その参考とするため、	(自己申告) 第9条 評価者は、 <u>能力評価</u> を行うに際し、その参考とするため、

改正前

被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間にお いて当該被評価者の挙げた業績及び発揮した能力に関する被評価 者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項に ついて、自己申告を行わせるものとする。

(人事評価の手続、結果の開示)

- 第10条 評価者は、被評価者について、点数を付すことにより評価 を行い、その結果を当該被評価者に開示するものとする。
- 2 評価者は、前項の開示が行われた後に、被評価者と面談を行 い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助 言を行うものとする。
- 3 調整者は、評価者による評価について、不均衡であるかどうか という観点から審査を行い、調整者としての点数を付すことによ り調整を行うものとする。
- 4 評価者は、前項の規定により点数の調整があった場合には、被 5 評価者は、前項の規定により評語の調整があった場合には、被 評価者と面談を行い、調整の結果及びその根拠となる事実に基づ き指導及び助言を行うものとする。

(人事評価表の保管)

第11条 人事評価表(評価期間における職員の勤務成績を示すもの をいう。) は、前条第1項の規定による開示を実施した日の翌日か ら起算して3年間、県教育委員会が保管するものとする。

(苦情への対応)

改正後

被評価者に対し、あらかじめ、当該能力評価に係る評価期間にお いて当該被評価者の発揮した能力に関する被評価者の自らの認識 その他評価者による評価の参考となるべき事項について、自己申 告を行わせるものとする。

2 前項の規定は、業績評価について準用する。

(人事評価の手続、結果の開示)

- 第10条 評価者は、被評価者について、評語を付すことにより人事 評価を行うものとする。
- 2 評価者は、被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根 拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。
- 3 評価者は、被評価者から求められたときその他必要と認めると きは、被評価者の人事評価の結果を当該被評価者に開示するもの とする。
- 4 調整者は、評価者による評価について、不均衡であるかどうか という観点から審査を行い、調整者としての評語を付すことによ り調整を行うものとする。
- 評価者と面談を行い、調整の結果及びその根拠となる事実に基づ き指導及び助言を行うものとする。

(人事評価表の保管)

第11条 人事評価表(人事評価の評価期間における職員の勤務成績 を示すものをいう。) は、前条第1項の規定による人事評価を実施 した日の翌日から起算して5年間、県教育委員会が保管するもの とする。

(苦情への対応)

改正前	改正後
第12条 県教育委員会は、 <u>第10条第1項</u> の規定により職員に開示された人事評価の結果に関する職員の苦情について、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。 2 略	

附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。